

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨における事業再建支援
「なりわい再建資金利子補給補助金」
被災事業者の事業再建に向けた資金繰りを支援します

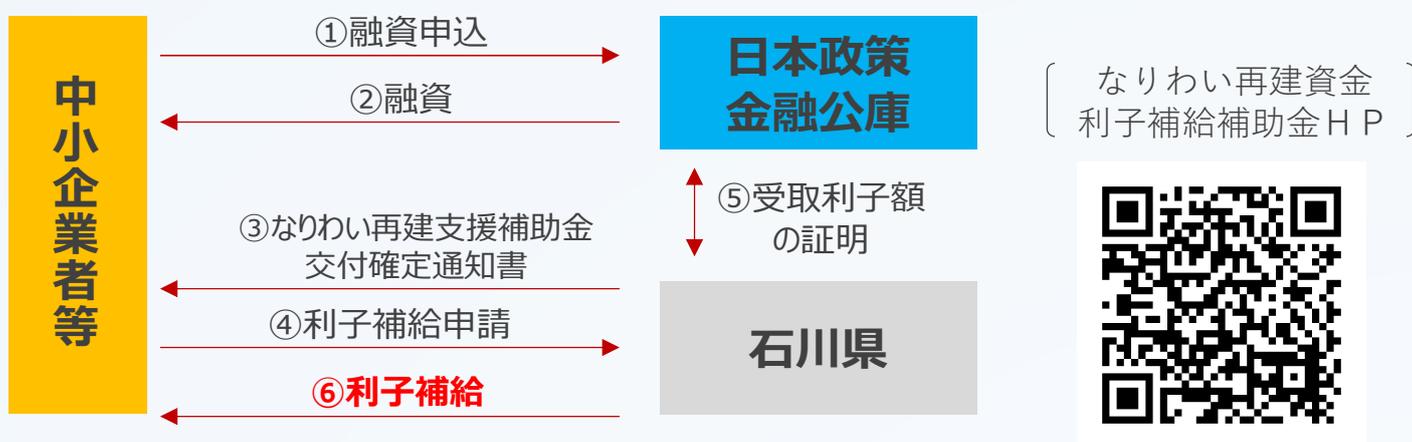
制度概要

令和6年12月26日（木）～随時申請受付中

【制度概要】

「なりわい再建支援補助金」の自己負担額部分を(株)日本政策金融公庫から借り入れた場合、**最大3年間分の支払利子額を補助**

※民間金融機関から県の「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資」を借り入れた方は、**最大5年間無利子であり、申請不要です。**



【利子補給対象者】

- ・「なりわい再建支援補助金」の**交付確定通知**の発行を受けた者
- ・上記補助金の自己負担分について、**日本政策金融公庫**の「令和6年能登半島地震特別貸付」を借り入れた者

【利子補給対象額】

- ・「なりわい再建支援補助金」の自己負担額部分の借入額に係る利子(最大3年間)
- ・借入額が自己負担額を超える場合は、次の算定方法による割合額を補給

$$\text{支払利子額 (2月※～1月)} \times \frac{\text{自己負担額}}{\text{借入額}}$$

※令和6年度のみ1月～

【申請手続き】

- ・毎年度、**1月20日まで**に、次の書類を県庁窓口へ郵送
(申請1回目) ①申請書兼請求書(1号様式)、②なりわい再建支援補助金の交付確定通知(写)、
③借入の金銭消費貸借契約書(写)、④誓約書(3号様式)
(申請2回目以降) ①申請書兼請求書(2号様式)

【県庁窓口（問い合わせ・申請書等提出先）】

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県商工労働部経営支援課金融グループ
電話番号：076-225-1522